0 (抄)【平成二十七年四月一日施行】 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号

(傍線の部分は改正部分)

数の基準厚生労働大臣が定める利用者	ては、同型通所介護の利用を持つのでは、同型通所介護の利用を持つのでは、一年厚生省のの利用である。 では、同様の利用を持つのでは、一年原生省のの利用である。 では、同様の利用である。 では、高いでは、一年原生省のの利用である。 では、高いでは、一年原生省のの利用である。 では、高いでは、一年原生省のの利用である。 では、高いでは、一年原生省のの利用である。 では、高いでは、一年原生省のの利用である。 では、高いでは、一年原生省のの利用である。 では、高いでは、一年原生省のの利用である。 では、高いでは、一年原生省のの利用である。 では、高いでは、一年原生省のの利用である。 では、一年原生省のの利用である。 では、一年原生省のの利用である。 では、一年原生省のの利用である。 では、一年原生省のの利用である。 では、一年原生省のの利用である。 では、一年原生省のの利用である。 では、一年原生省のの利用である。 では、一年原生省のの利用である。 では、一年原生省の利用である。 では、一年原生省の利用である。 では、一年原生省の利用である。 では、一年原生省の利用である。 では、一年原生省の利用である。 では、一年原生省の利用である。 では、一年原生省の利用である。 では、一年原生者の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本の利用では、日本の利用である。 では、日本の利用では、日本	改
の 費 厚	掲 汀 の 模 所 計 例 い の - 七 八 の 用 カ の -	正
の算定方法生労働大臣が定める通所介護	る費が次の表 一号通所 一号通所 一号通所 一号通所 一号通所 一号通所 一号通所 一号通所	後
数の基準厚生労働大臣が定める利用者の	大臣が定める利用者 大臣が定める利用者 の事業と指定所介護の月平均の利 で一体的に運営されて一体的に運営されて一体的に運営されて 一体的に運営されて 機型通所介護事業と指定介護事業 と指定介護事業者 に 、同表の下欄に おける 通所 が あ	現
費の算定方厚生労働大	用者の数の基準及び看護職員等の員数 算定方法 の利用者の数(指定通所介護事業者が 変子防通所介護の事業とが同一の事業 されている場合にあっては、指定通所介護費、通常規模型通所介護の利用者の数の合 を介護予防通所介護側に限る。)につい 規模型通所介護費(回に限る。)についるところにより算定する。 の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通 がでででは、指定通所 の事業とが同一の事業とが同一の事業 が同一の事業とが同一の事業とが同一の事業との がでででは、指定通所 がでででは、指定通所 がでででは、指定通所 がでででは、指定通所 がでである。)につい るところにより算定する。	

を \mathcal{O} 指 六に 超 定 えること。 居 定定めら 宅 サ] れ ピ ス 7 基 1 準 る 利 第 用 百 定員 五. 条

用 位指 により算定する。 十を乗じて得た単 数表 定居 指定居宅サー の額の算定に関する基 の所定単位 宅サー ビス -ビスに 数に百 位 介 数 護 でを用 要 給 空準の例 分 付 V) 0 費 て 七単

基 準 厚生 並 びに複合型 労働大臣 サー が 定め ビス る登録者 費の 算定方法 の数 0) 基 準 及 び 従 業 者 \mathcal{O} 員 数 0

イ 11 欄に掲げる基準に該当する場合における複合型サー ては、 指定看護小規模多 同 表の下 欄に掲げるところにより算定する。 機 能型居宅介護の登録 者 0 数 が次 F ス費 0) 表 0 0 上

口 サ \mathcal{O} 指定 表 の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における複合型 ビス費については 看 護小 規 模多 機 能型居宅介護事業 同表の下欄 に掲げるところにより算定 所 の従業 者 1の員 人数が 次

十二~十四

十 五 イ 数 の基準並びに介護予防通所介護費の算定 厚生労働大臣が定め る利用者 数 0 基 方 準 及 び 看 護 職 員 等 0 員

護予防通所介護の 指定介護予防 同 介護 業 一の事業所において一体的に運営されている場合にあっ 0 指 事 事業者が 定又はその 通 事業、 指定通所介護事業者 所介護の 双方の 指定通所介護の事業及 月平均の利用者 指定を併 の指定若 せて受け 0) 数 び しく (指 第 か ~つ、 は 定 号通 第 介 指 護 定介 号通 予 所 防 事

> 号 指 定められ 員 平 定居 لح 以 成 設 宅 1 下 + 備 う。 て 及 サ いる利 指 年 U 1 定 厚 運 ピ 営に 第 居 生. ス 用 百 等 宅 省 定員を超え 五. サ 令 関 0 第三 条の六に す 事 んる基 ピ 業 っ ス 基 + 0 七 準 人

> 十を乗じて得た単位 位数表の所定単位 より算定する。 指定居宅サービスに \mathcal{O} 定居宅サー 額の算定に関 ・ビス 数に百 介 する基準 数を用 護 要する費 給 分の 付 いて 0) 費 例 七単

ること。

に 用

+基準並びに複合型サー 厚生労働大臣が定め ビス費の算定方法 る登 録 者の 数 \mathcal{O} 基 準 及 び 従 業 者 0) 員 数

 \mathcal{O}

イ 準に該当する場合における複合型サービス費に 指定複合型サー ビスの登録者の数が次の 表 \mathcal{O} 0 上 欄 ては に . 掲げ る 同 表基

 \mathcal{O} 下欄に掲げるところにより算定する。

掲げる員数の基準に該当する場合における複合型サー 11 ては、 指定複合型サー 同表の下 欄に掲げるところにより算定する。 ビス事業所の従業者の員数が次の表 ビス費に の上 欄 0

十五 厚生 0 基準並 厚生労働大臣が定め びに介護予防 通所 る 利用 介護 者 骨の算定方法 基 準及 び 看 護 職 員 等 0 員

イ 指 つ、 通 の事業所において一体的に運営されている場合にあ 定介護予防通所介護の 所介護事業 指定介護予防 指定介護 子 者 防 通 が 通 指 所介護の 所 定 介 通所介護事業者の指 利用者の数及び指 護 0 月平均の利用者 事業と指定通 所介護 定を 定通所介護 併 (指 0) せて受け 事 定 業とが の利 って 介護 は 用 予 同 か 防

費に ては、 \mathcal{O} 用 上 欄に掲げる基 0) 0 数及び 1 指 ては 定介 第 護 予 同 準に 号 防 表 0 通 通 所事業 下 該当する場 所 ·欄 に 掲げるところに \mathcal{O} \mathcal{O} 利用 利 合に 用 者 者 おけ 0) 0 数 数 る介 0 により算 合 指 護 計 定 予防 数) 通 定 所 でする。 通 が 介 所 次 護 介 0 0 護 表 利

口 護予防 が 次 指 定する。 \mathcal{O} 定 通 表 介 所介 0) 護 上 予 一欄に 護 防 設費に 通 掲 所 げる員数の 介 0 護 1 ては、 事 業 所 基準に 同 \mathcal{O} 表 看 の 下 護職 該当 欄 員 文は に す る場 掲 げ 介 一合に るところによ 護 職 お 員 け 0) る介 員 数

又 厚 は 生 介 労 働 護 大 職 臣 員 が \mathcal{O} 員 定める看 数 0 基 護 潍 職 員 厚 通 所介護 生労働大臣が定める 費の算定

方法 介護

予

防

第三 介 力を 生 五. 労働 護 条 0 有 号 予 規 防 す 0 省 るも 規 サ 定 令 に 第 1 定 ょ 0 兀 ビ に とさ る改 ょ 号 ス 等 ŋ É れ な 0 附 はおその 事 前 た 則 第四 業の 同 \mathcal{O} 指定 令第 効 _ 条

改

正

す 保

る

省 法

令 施

伞

成 則

年厚 部

介

護

険

行

規

等

 \mathcal{O}

を

費単位 基 要する費用の の七十を乗じて得た単 指 て、 準 定 0) 介護予防 指 数表 例 定 介護 より算定する。 0) 所定 サー 額の算定 予防サー 単 ピ 位 ス に関 位 数 介 に 護 ピ 数 スを百分付 す る

条に定め 労働省令第三十五号) に関 防 護 予 0 す た 防 設 る基 8 サ 備 る員数を置いてい 1 及び 0) 準 効 ピ 果的な支援の ス等に 運 (平成十 営並びに 係る介護予 第九十七 凣 7年厚生 指定介 方法 な

> ころに お 0 ける介護予防 数 の合計 より算 数) 定する 通 が 所介 次 0 護 表 費 0 E 上 欄に 1 掲げる基 て は 同 表 準 0) に 下 該 欄 当 「する に 掲 げ 場 ると 合

に

略

口

ŋ 護予防通 が 算 次 指 定する。 0 定 表の上欄に掲 介護予防 所介 護 費に 通 所介護 げる員 つ 1 事 て は、 数の 業所 基準に該当する場 同 \mathcal{O} 看護職 表 0) 下 員又は 欄 に 掲 げ 介 るところに 合 護 に 職 お 員 け \mathcal{O} る介 員 ょ

又 厚生労働 は 介 護 職 大 員 臣 0) が 員 定 める 数 0) 基 看 準 護 職 員

厚 诵 生労働大臣が定める介護 所介護費の算定方法

子

防

方法 護予 指 厚 定 0 介護 生労働省 指 定 に関 員 防 介 0 予 護 す た 防 設 予 る基 令 8 サ 備 防 第三 \mathcal{O} 及 サ 準 効 ビ び 1 ス 等 + 果 運 ビ 平 - ビス基 五. 的 営 ス な支 뭉 成 並 等 係る介 び 0) 準 以 援 事 年 業 0

لح

1

、 う。

第九十七条に定め

定

介護

予

防

サ

1

員数を置い

てい

ないこと。

基 要 費単位数表 \mathcal{O} 指定介護予防 て、 七十を乗じて得 準 する費用の額 0 例 指 定介護予防 により算定する。 の所定単 サー の算定 た単 ピ サー ス 介 位 に関 数に 位 ・ビスに 数に百分 に百分 する

十六 基 準 並 厚 生 びに介護予防 一労働 大臣 が 6通所リ 定め る 利用 ピ IJ 者 ŕ \mathcal{O} 数] シ \mathcal{O} 彐 基 ン費の 準 及 び 算定 医 師 方 等 法 \mathcal{O} 員 数 0

十六 基準 並 厚 びに介護予防通 生 労 働 大臣 が 定め がリハ る 利 ビ 用 IJ 者 テ \mathcal{O} 数 1 \mathcal{O} 基 彐 準 費の 及 び 算 医 定 師 方 等 法 \mathcal{O} 員 数 \mathcal{O}

イ

口 げ 護予防通 が 法 次の 土 るところにより算定する。 指 定介護 作業療法士 表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場 所リハビリテーショ 士、 通 がリハ 言語聴覚士、 ビリテー *費に 看護職[ション事 0 いて 員又は は 業 所 介 0 同 合に 護 表 医 0 職 師、 におけ 下 員 の員 · 欄 に 理 る介 学 掲 数 療

員 覚 学 厚 土 、 数 療 生 0) 法 労 看護職1 土 基 働 潍 大 作 臣 員 業 が 文は 療法 定 \otimes 介護職 士、 る 医 ^暖職員の 師 理 定 通 で所り 方法 生労働 ハビリテ 大臣 が

] 定 シ め る介護 彐 ン 費の 予 算 防

厚

費単位※ 基 要する費用の額の算定に関 の七十を乗じて得た単 指 て、 準 定介護予防 の例により算定する。 指 数表の所定単 定介護 サー 予防サー ピ 位 ス 数に百 位 介 一 変に百分 に百分 ける

七~二十二 略 介護 方法

予防

サ する

1

ビス基準」という

関

基 0

準 効

以 的 等 営

下

指

定

護

子 介

防 護 員

 \mathcal{O} 予

た 防 設 予

 \Diamond

果

な支援の

定 \mathcal{O}

サ 備 防

ピ

ス 運 ピ

に係る介 びに 指

定

介

護

サ

ス

 \mathcal{O}

事

及

び]

並 等

指 業

置

V

て

11

ないこと。

第百十七条に定める員数を

ロイ 略

が法 げ 護予防通 士 るところにより算定する。 次の表の上欄に掲げる員数の 指定介護予 作業療法 所リハビリテーショ 防 士、 通 所リハビリテー 言語 聴覚士、 費に 基準に該当する場 看護職 シ ョ ついて ン 事業 員又は は 所 同 介 0 合に 表 護 医 師、 0) 職 における介 下 員 の員 欄 理 に 学 掲 数 療

覚士、 学療法· 員数 生 0) 労 位士、 基 看護 働 大 職 作 臣 員 業 が 療法 又は介護職 定 \emptyset 土 る 医 言 師 員 語 聴 理 0) 厚

|定方法 生労働大臣 ハ ビリテー が 定める介護予 ショ

ン費の

算 防

ない 十七条に定める員数を 指 定 介護予 防 サ] ピ ス 基 置 準第 い て 百

費単位数表の所定単位 要する費用の額の算定に関 \mathcal{O} 指 て、 |準の例により算定する。 七十を乗じて得た単位 定介護予防 指定介護予防サー サー ピ ス介護 数に百分 一世スに 一数を用 分 に 百分 ける

七~二十二 略